

市川市公文書公開条例第 8 条第 1 項に規定する非公開情報に当たる情報が記載されている場合は、アルファベット(A、B、C・・・)や「〇〇等」に置き換えて表示しています。

平成 28 年度諮問第 1 号

平成 28 年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

処分庁市川市長による審査請求人に対する給与差押処分及び同処分に伴う 3 件の配当処分に係る審査請求をすべて棄却するのが相当である。

第 2 事実経過

- 1 審査請求人は平成 19 年 4 月 11 日から処分庁が行う国民健康保険の被保険者となったところ、平成 20 年度及び平成 21 年度の各第 1 期から第 8 期までの国民健康保険税について、それぞれ定められていた納期限までに納付しなかった。これに対し、処分庁は審査請求人宛に、複数回にわたり督促状ないし一斉特別催告を送付してきた。
- 2 その後、審査請求人は、平成 22 年 6 月 24 日付の分納（納付）誓約書（以下「本件誓約書」）を処分庁に提出し、これに基づき同年 8 月 29 日に〇〇〇〇円を納付した。更に審査請求人は、同年 11 月 28 日の本件誓約書に基づき平成 23 年 1 月 4 日に〇〇〇〇円を平成 20 年度の第 1 期の国民健康保険税の本税分として納付したが、その後は納付義務を履行しなかった。審査請求人は、同年 8 月 22 日、翌 24 年 1 月 30 日及び同年 11 月 20 日付でそれぞれ同様の本件誓約書を処分庁に提出しているが、いずれも納付はなかった。
- 3 審査請求人は処分庁による別件差押処分を受け、平成 27 年 12 月 24 日及び 25 日に来庁したものの納付の意思を示さなかった。このため、処分庁は、同人に対し、処分庁で調査し財産が判明したら財産を差し押さえる旨説明し、同月 25 日、同人の財産に関する一斉調査を実施した。

処分庁が平成 28 年 2 月 3 日に一斉特別催告を行ったところ、同月 8 日、処分庁に対し、審査請求人はファックスにより、1 月から仕事もなく納付は困難であること及び平成 20 年度分の国民健康保険税徴収権は、平成 28 年 1 月 4 日に時効により消滅している旨を主張した。

そこで、処分庁は、財産調査により判明した同人の勤務先に対し、同年 2 月 9 日付で同人の差押可能財産の照会をしたところ、同月 23 日付の書面で同社

から同人に対し平成27年12月から翌28年2月分の給与支払いがある旨の回答を得た。

- 4 この回答を踏まえ、処分庁は、平成28年3月23日、審査請求人に対し、平成20年度分の国民健康保険税の徴収権の消滅時効は同人が平成24年11月20日に本件誓約書を提出したことにより中断している旨、また平成28年4月8日までに納付の相談がない場合には財産の差押えを行う旨の文書を送付した。

これに対し、平成28年3月24日、審査請求人から、本件誓約書の記憶がなく、証拠の確認を求める旨のファックスが処分庁に届いた。

同月31日には、同人の母親が大動脈瘤破裂により倒れ緊急手術を受けた、資産はなく、求職中であり、平成20年度の国民健康保険税をいまだに請求されるのは理不尽である等々を内容とするファックスが処分庁に届いた。

上記ファックスの求職中との記載に対し、処分庁は、同年4月5日、前記勤務先に電話照会したところ、審査請求人が同社に在籍している旨の回答を得た。

処分庁は、同月6日、同人に電話により一括納付を求めたができない旨の回答だったので、財産調査の上、強制徴収に移ると説明した。その後同日、同人から処分庁に対し、延滞金さえ減免してもらえれば何年かかっても本税は支払う、今月から支払うのは難しい旨のファックスが送信された。

- 5 処分庁は、審査請求人に本件誓約書の写しを示さず、また延滞金減免の申出に応えずに、平成28年4月8日付で、同人が同人の勤務先に対して有する給与債権の差押処分（以下「本件差押処分」）を行い、同日付で同人に対して本件差押処分の差押調書謄本を、同社に対して本件差押処分の債権差押通知書をそれぞれ送付した。

- 6 これに対し、審査請求人は、平成28年4月10日付で、処分庁に対し、本件差押処分の取消しを求める審査請求をした。加えて、審査請求人は、本件差押処分に伴い行われた同年5月から6月にわたる3件の配当に関する処分について審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

（1）消滅時効について

未納の国民健康保険税について本件誓約書を提出し、その後に一部納付した場合には時効の中断事由である「承認」が認められる。本件では、本件誓約書の提出後、一部納付はしていない。よって、本件誓約書提出による消滅時効の中断事由はない。

審査請求人が平成20年度分の未納国民健康保険税（本税及び延滞金）について最後の一部弁済をした平成23年1月4日に承認による時効の中断があったが、5年が経過した平成28年1月4日に消滅時効が成立した。したがって、処分庁の当該徴収権は消滅しており、処分庁により行われた本件差押処分は無効である。

（2）処分の相当性

国民健康保険課から支払を求められた平成28年4月当初は、母親が緊急手術を受けた直後であり、未納の国民健康保険税を全額支払える状況ではなかった。本件誓約書を見せるよう処分庁に求めたが応答はなく、本税の支払はするので延滞金について免除してほしい旨を申し出たことにも応答がないままに、いきなり給与が差し押さえられた。

母親の看病等で心労が重なる中、突然の給与差押が始まり、経済的にも精神的にも追い込まれた。平成28年5月には、自律神経失調症と診断され、同月31日をもって退職を余儀なくされた。現在も治療をしており、職業に就くことができない。また、延滞金の減免申請ができることを本件手続が始まるまで審査請求人に伝えず、減免申請に対する対応も嫌がらせである。

このように、審査請求人を精神的・経済的に追い詰めるような処分庁の本件差押処分及び3件の配当に関する処分は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張

（1）消滅時効について

本件誓約書により、審査請求人は平成20年度及び平成21年度の国民健康保険税（本税及び延滞金）について、これを納付すべき債務として承認したものであり、かかる承認は地方税法18条3項において準用する民法（明治29年法律第89号）147条3号に規定されているとおり、消滅時効の中断事由となる。

よって、上記の徴収権の消滅時効は、平成24年11月20日に中断したもので、平成28年4月8日において消滅時効は成立していないから、本件

差押処分は有効である。

(2) 処分の相当性

本件差押えは、国税徴収法に基づいて行っており、何ら違法な点はない。

審査請求人は突然の給与差押だと主張するが、審査請求人には督促及び催告を行っており、これらには「納付がないときは差押えを行う」旨が告知されている。

平成28年4月6日付の審査請求人からのファックスで、本税部分は支払うので、延滞金は免除してほしい旨の申出はあったが、未納の国民健康保険税についてすでに時効となっている旨の主張を行ってきたこと、過去にも複数の分納（納付）誓約をしているが、提出後の納付状況につき最後まで完全には履行したことはなかったことも考慮し、本件差押処分を行ったものであり、何ら不当ではない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件差押処分及びこれに伴い行われた配当に関する処分には、何ら違法及び不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、すべて棄却されるべきである。

2 理由

(1) 消滅時効の中断事由

地方税及びこれに係る延滞金の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅する（地方税法18条1項本文）。また、消滅時効の中断事由は同法18条3項が準用する民法147条に規定されており、その一つに「承認」がある。「承認」とは、時効の利益を受ける当事者が、時効によって利益を失う者に対して、その権利の存在についての認識を表示する行為であり、判例上、債権者に対して債務者が債務の存在を認めて支払いの延期や猶予を求めた場合が承認に該当する。

本件において、審査請求人は平成24年11月20日に平成20年度分及び平成21年度分の未納の国民健康保険税（本税及び延滞金）について本件誓約書を提出しており、この書面において国民健康保険税の未納分の税債務を承認するとともに、今後の納付計画を提示した。これはまさに支払いの猶

予や延期を懇請したもので、時効中断事由の「承認」と認められる。

したがって、平成20年度分及び平成21年度分の未納の国民健康保険税（本税及び延滞金）に係る消滅時効は、平成24年11月20日に中断したのであり、本件差押処分を行った段階では、時効は成立せず、差押えは適法に行われたものである。

（2）処分の相当性

審査請求人は、平成20年度分及び平成21年度分の未納の国民健康保険税（本税及び延滞金）について、督促及び再三の催告を受けていたがこれを未納し、過去数回の分納（納付）誓約も完全には履行されることがなかった。更に平成28年の2月には未納の国民健康保険税の徴収権はすでに時効となっている旨を主張し、処分庁に対し納付の意思を示さず、同年4月6日に処分庁が電話で納付を求めた際にも、納付できない旨の回答をした。

また、審査請求人は、平成28年3月31日付のファックスにおいて、仕事を探していると記載していた（乙第7号証）が、同記載の事実は虚偽であり、同人は口頭意見陳述において虚偽記載であったことを認めた。

以上の点を考慮すれば、審査請求人から、母親の入院や手術等々により一括納付が困難であることを理由に延滞金の免除の申出がなされ、加えて、差押えを行わないとすることについて処分庁に一定の裁量権が与えられているとしても、処分庁が延滞金の免除の申出に応答し本件差押処分を行わないとする対応をしなかったことが、その裁量権の適正な行使を怠ったものであるとは言えない。

他に、審査請求人は、給与の半分も差し押さえられたら生活は破たんすると主張するが、差押えについては、平成28年4月8日付差押調書記載のとおり、国税徴収法76条1項に規定する金額を控除した金額につき行っているため、当該差押えは不当なものではない。

なお、審査請求人から平成24年11月20日に提出した本件誓約書を提示するよう申出があったのにもかかわらず、処分庁はこれに応じなかったが、このような申出に対しては、その写しを送付するなど適切に対応すべきであったと考える。しかし、処分庁の当該対応をもって、本件差押処分及びこれに伴い行われた配当に関する処分が不当なものであったと言うことはできない。

第5 調査審議の経過

平成28年9月15日 審査庁から諮問受理

平成28年9月26日 第1回審議

平成28年10月21日 第2回審議

第6 審査会の判断の理由

1 消滅時効（地方税18条3項、民法147条）

地方団体の徴収金についての徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことにより時効により消滅する（地方税法18条1項本文）。

本件では時効の中断が問題となっているところ、「承認」（同法18条3項、民法147条3号）は中断事由の一つであり、時効の利益を受ける当事者が、時効によって利益を喪失する者に対して、その権利が存在することを知っている旨を表示する行為である。地方税においては、徴収権を有する自治体に対して納付義務者が税債務の存在を認めることがこれにあたる。なお、債務の一部弁済も「承認」の一形態として時効中断事由に該当するものであり、債務の承認とは別個の事由である。

時効中断にあたる「承認」に形式上の制限はなく、自治体の長に提出される本件誓約書は、納税義務者が自治体に対して、税債務を承認した上で、納付計画を誓約するものであるから、上記「承認」に該当する。

本件においては、審査請求人は平成24年11月20日に「下記のとおり債務を承認し、」と明記された本件誓約書を処分庁に提出しており、同書記載の平成20年度及び平成21年度分の未納の国民健康保険税（本税及び延滞金）の納付義務を承認したもので、これは時効中断事由となる「承認」にあたる。

よって、時効中断により処分庁の徴収権は消滅していない。

2 処分の相当性

上記第2のとおり、審査請求人は、平成20年度分及び平成21年度分の未納の国民健康保険税（本税及び延滞金）について処分庁から再三の督促及び催告を受け、平成21年から平成24年にわたり複数回の本件誓約書を提出しながらも、各誓約書で約した納付計画に従った納付（3回ないし6回）をいずれも約定どおり履行することはなかったのである。加えて、平成28年の2月8日に至って、処分庁の徴収権が時効により消滅した旨主張し、その後の処分庁

に対する対応においても納付の意思は見受けられないままであった。

更に、審査請求人は、同３月３１日付に求職中であると処分庁に伝えたが、それが虚偽であることは処分庁が同人勤務先へ照会して判明したものであり、後から審査請求人も虚偽記載を認めている（平成２８年８月４日口頭意見陳述結果記録書参照）。他方で、平成２８年２月時点での処分庁による財産調査において判明したところ、審査請求人に対する給与支払総額は概して〇〇〇円程度であり（平成２８年２月２３日付給与の支払い状況について（回答））、納付困難とは認めがたい状況であった。

かかる審査請求人の状況からは、同人から母親の入院等により一括納付が困難であることを理由に延滞金の免除の申出がなされていたとしても、処分庁がこれに対応せずに本件差押処分をしたことがその裁量権を逸脱したとは認められない。

また、審査請求人から本件誓約書の提示を求められていたことに対し、処分庁は同書写しを速やかに送付するなどして対応すべきであったが、処分庁において過去の記録確認にそれなりの時間がかかることは止むを得ず、また上記経緯に鑑みると、処分庁が本件誓約書の写しを提示せずに本件差押処分に及んだことが不当であるとは認められない。

以上のとおり審査請求人の主張はいずれも本件差押処分及びこれに伴う３件の配当処分を取り消す理由とはならない。また、その他本件差押処分及び同処分に伴う３件の配当処分に違法又は不当な点は認められない。

市川市行政不服審査会

委員 小島 千鶴

委員 大石 聡子

委員 中易 憲隆

以上